

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

四万十町は平成 18 年に 2 町 1 村が合併して誕生した町で、東部に位置する窪川地域は、標高 230m の高南台地にあり、約 2,000ha の農地が広がっている。窪川地域から四万十川沿いの下流部に位置する四万十町中部の大正地域、西部の十和地域は、面積のほとんどを山林が占めており、平地は四万十川と梶原川沿いに点在している。人口は昭和 30 年の 41,912 人をピークに減少を続け、平成 27 年には 17,325 人となっている。また、老年人口（65 歳以上）比率は年々増加しており高齢化も進展している。

産業においては、就業者数は年々減少しており、特に第二次産業就業者数の減少が顕著である。平成 22 年の国勢調査によると産業別就業者数（15 歳以上）は、第一次産業が 2,922 人（31.7%）、第二次産業が 1,599 人（17.4%）、第三次産業が 4,646 人（50.5%）となっており、第一次産業の占める割合が全国平均 4.2%、高知県平均 12.1%と比べて高いのが特徴となっている。

商工業では、平成 26 年の商業事業所数は 290 事業所、従業者数は 984 人、年間商品販売額は 16,569 百万円となっている。また、従業者数 4 人以上の製造業事業所数は 30 事業所、従業者数は 553 人、製造品出荷額は 76,806 百万円となっている。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して商工業振興助成金等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

商業事業所数、従業者数、年間商品販売額

(単位：事業所、人、百万円)

	合計			卸売			小売		
	事業 所数	従業 者数	年間商品 販売額	事業 所数	従業 者数	年間商品 販売額	事業 所数	従業 者数	年間商品 販売額
平成16年	420	1,515	23,092	35	140	4,681	385	1,375	18,410
平成19年	392	1,470	22,114	37	163	4,165	355	1,307	17,949
平成24年	277	1,072	15,851	30	132	3,123	247	940	12,728
平成26年	290	984	16,569	35	119	3,502	255	865	13,067

出典：高知県統計課「商業統計調査」「経済センサス活動調査(H24)」

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額

(単位：事業所、人、百万円)

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成21年	42	564	70,479
平成22年	38	593	76,138
平成23年	31	501	86,550
平成24年	38	543	67,585
平成25年	33	580	74,456
平成26年	30	553	76,806

出典：高知県統計課「工業統計調査」

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内において設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

四万十町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が四万十町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

四万十町の産業は、駅周辺、台地部、海岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、四万十町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

四万十町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が四万十町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。